

10月1日から 幼児教育・保育、障害児の発達支援サービスの 無償化がスタートします

《この記事の年齢は毎年4月1日現在の年齢です》

令和元年10月1日から、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園、保育園、認定こども園を利用する場合

- 3～5歳までのすべての子どもの利用料を無償化
※給食副食費、行事費などは無償化の対象外です。
- 0～2歳児までの子どもは住民税非課税世帯の利用料を無償化

幼稚園の預かり保育を利用する場合

- 利用日数に応じて、毎月、最大11,300円まで預かり保育の利用料を無償化
※町の「保育の必要性の認定」が必要です。

認可外保育施設などを利用する場合

◆対象となる施設：認可外保育施設、一時預かり施設、病児保育施設、ファミリーサポートセンター

- 3～5歳までの子どもは、月額37,000円まで利用料を無償化
- 0～2歳までの子どもは、住民税非課税世帯は月額42,000円まで利用料を無償化

※幼稚園、保育園、認定こども園等を利用していない方が対象です。

※町の「保育の必要性の認定」が必要です。

※病児保育施設及びファミリーサポートセンターを利用する場合には、利用料をお支払いいただき、施設が発行する領収証等を添付して、役場で申請の手続きをすることが必要です。

障害児の発達支援サービスを利用する場合

- 3歳から5歳までの利用料が無償化
※無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。
- ※ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先

学校教育課 電話(0868)54-2800 FAX(0868)54-2860
(保育園・幼稚園・認可外施設等担当：産賀)

保健福祉課 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891
(病児保育担当：榎本、ファミリーサポートセンター担当：坪井、
障害児発達支援サービス担当：新見)